

## 四日市市障害者トライアル奨励金・雇用奨励金支給要綱

### 目次

- 第1章 総則（第1条―第4条）
- 第2章 トライアル奨励金（第5条―第13条）
- 第3章 雇用奨励金（第14条―第21条）
- 第4章 雑則（第22条―第26条）
- 附 則

#### 第1章 総則

##### （目的）

第1条 この要綱は障害者雇用の理解を深め、障害者の雇用機会の拡大と定着を図ることを目的とし、障害者を雇用する事業主に対して予算の範囲内で奨励金を支給することについて、四日市市補助金等交付規則（昭和57年 四日市市規則第11号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

##### （用語の意義）

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）障害者 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する障害者
- （2）身体障害者 法第2条第2号に規定する身体障害者
- （3）知的障害者 法第2条第4号に規定する知的障害者
- （4）精神障害者 法第2条第6号に規定する精神障害者
- （5）重度障害者等 次に掲げるいずれかに該当する者
  - ア 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号身体障害者障害程度等級表（以下「身体障害者障害程度等級表」という。）の1級及び2級の者又は身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳が1級及び2級の者
  - イ 知的障害者判定機関による知能検査（以下「知能検査」という。）によって測定された知能指数（IQ）35以下の者
  - ウ 身体障害者障害程度等級表の3級又は身体障害者手帳の3級であって、知的障害者判定機関による知能指数（IQ）50以下の合併症の者
  - エ 統合失調症、そううつ病又はてんかんにかかっている者及び精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
  - オ 45歳以上の身体障害者及び知的障害者
  - カ アからオまでに掲げる者のほか、市長が特に認める者。
- （6）重度以外の障害者 次に掲げるいずれかに該当する者
  - ア 身体障害者程度等級表の3級から6級の者及び7級の障害を2以上重複して有する者又は身体障害者手帳が3級から6級の者
  - イ 知能検査によって測定された知能指数（IQ）36以上で知的障害者として判定された者
- （7）短時間労働者 週当たりの所定労働時間が20時間以上30時間未満の者

(奨励金の種類)

第3条 奨励金の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) トライアル奨励金 公共職業安定所又は民間の職業紹介事業者の紹介により、障害者を試用雇用（以下、「トライアル雇用」という。）する事業主（市外の事業主を含む。）に対して支給する奨励金
- (2) 雇用奨励金 国の「特定求職者雇用開発助成金」の支給期間終了後も、期間の定めなく障害者を常用労働者として雇用する事業主（市外の事業主を含む。）に対して支給する奨励金

(支給対象となる障害者)

第4条 前条各号に規定する障害者は、トライアル奨励金においてはトライアル雇用を開始した日、雇用奨励金においては特定求職者雇用開発助成金の支給対象期間が終了した日の翌日（その日が月の初日でないときは、その日の属する月の翌月初日）に本市の住民基本台帳に記録されている第2条に定める障害者（以下「支給対象障害者」という。）とする。

## 第2章 トライアル奨励金

(トライアル奨励金の支給対象事業主)

第5条 トライアル奨励金の支給対象事業主は、国のトライアル雇用助成金の支給対象障害者を雇用する事業主とする。ただし、国及び地方公共団体並びに障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（昭和35年政令第292号）別表2に定める特殊法人を除く。

(トライアル奨励金の支給期間)

第6条 トライアル奨励金の支給期間は、トライアル雇用を開始した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から原則として3箇月間とする。

(トライアル奨励金の支給額)

第7条 トライアル奨励金の支給額は、支給対象障害者1人につき、月額40,000円とする。

2 次のいずれか各号に該当した場合は、トライアル奨励金を支給しないこととする。

- (1) 国のトライアル雇用助成金の支給要件に該当しなくなったとき
- (2) 支給対象事業主の都合により雇用契約を解除したとき
- (3) 支給対象障害者の週当たりの所定労働時間が10時間を下回ったとき

(トライアル奨励金の申請)

第8条 トライアル奨励金の支給を受けようとする事業主（以下「トライアル奨励金申請者」という。）は、支給対象障害者のトライアル雇用開始の日から1箇月以内に四日市市障害者トライアル・雇用奨励金交付申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）に次の書類を添えて、市長に申請するものとする。

- (1) 公共職業安定所等の紹介状の写し等、トライアル雇用を証明する書類
- (2) 支給対象障害者の障害の程度を証明する書類（障害者手帳、療育手帳等の写し等）

(トライアル奨励金の交付決定)

第9条 市長は、前条の申請書を受け付けたときは、速やかに内容を審査し、交付の決定をしたときは、四日市市障害者トライアル奨励金・雇用奨励金決定通知書（第2号様式。以

下「決定通知書」という。)により、トライアル奨励金申請者に通知するものとする。

(トライアル奨励金の事業計画の変更)

第10条 トライアル奨励金の交付の決定を受けたトライアル奨励金申請者が、事業を変更(廃止及び中止を含む。)しようとするときは、直ちに市長に四日市市障害者トライアル奨励金・雇用奨励金事業計画変更承認申請書(第5号様式。以下「変更承認申請書」という。)を提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の変更承認申請書を受理したときは、変更内容を審査し、適当と認めたときは、前条による決定を変更し、四日市市障害者トライアル奨励金・雇用奨励金変更交付決定通知書(第6号様式。以下「変更交付決定通知書」という。)により当該決定者に通知する。

(トライアル奨励金の実績報告)

第11条 トライアル奨励金の交付の決定を受けたトライアル奨励金申請者は、トライアル奨励金の支給期間終了後、四日市市トライアル奨励金・雇用奨励金実績報告書(第3号様式。以下「実績報告書」という。)に支給対象障害者の支給対象期間における出勤の状況がわかる書類(タイムカード、勤怠票の写し等)を添えて、市長に提出しなければならない。

(トライアル奨励金の交付)

第12条 市長は、トライアル奨励金の請求(第4号様式)に基づき、トライアル奨励金を交付するものとする。

(試行雇用期間の労働条件)

第13条 トライアル雇用期間中の労働条件として、トライアル奨励金申請者は労働基準法等の労働関係法令に基づき、支給対象障害者と雇用契約を結ぶものとする。

### 第3章 雇用奨励金

(雇用奨励金の支給対象事業主)

第14条 雇用奨励金の支給対象事業主は、次の各号のすべてに該当する事業主とする。

- (1) 国の「特定求職者雇用開発助成金」の支給期間終了後も、期間の定めなく支給対象障害者を常用雇用している事業主。
- (2) 本市の住民基本台帳に記録されている障害者を常用雇用している事業主(市外に所在するものを含む)。

(雇用奨励金の支給期間)

第15条 雇用奨励金の支給期間は、国の特定求職者雇用開発助成金の支給対象期間が終了した日の翌日(その日が月の初日でないときは、その日の属する月の翌月)から起算して、6箇月を限度とする。

(雇用奨励金の支給額)

第16条 雇用奨励金の支給額は、次に定めるとおりとする。

(1) 短時間労働者

40,000円/月

(2) 短時間労働者以外

(イ) 身体・知的障害者(重度障害者等除く) 40,000円/月

(ロ) 重度障害者等 60,000円/月

2 次のいずれか各号に該当した場合は、雇用奨励金を支給しないこととする。

- (1) 支給対象事業主の都合により、雇用契約を解除したとき
- (2) 支給対象障害者の週当たりの所定労働時間が20時間を下回ったとき

(雇用奨励金の申請)

第17条 雇用奨励金の支給を受けようとする事業主（以下「雇用奨励金申請者」という。）は、特定求職者雇用開発助成金の支給対象期間が終了した日の翌日から2箇月以内に申請書（第1号様式）に次の書類を添えて市長に申請するものとする。

- (1) 特定求職者雇用開発助成金の既支給決定通知書の写し及び最終期の支給申請書（押印済みのものに限る）の写し
- (2) 支給対象障害者の障害の程度を証明する書類（障害者手帳、療育手帳等の写し等）

(雇用奨励金の交付決定)

第18条 市長は、前条の申請書を受け付けたときは、速やかに内容を審査し、交付の決定をしたときは、決定通知書（第2号様式）により、雇用奨励金申請者に通知するものとする。

(雇用奨励金の事業計画の変更)

第19条 雇用奨励金の交付の決定を受けた雇用奨励金申請者が、事業を変更（廃止及び中止を含む。）しようとするときは、直ちに市長に変更承認申請書（第5号様式）を提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の変更承認申請書を受理したときは、変更内容を審査し、適当と認めるときは、前条による決定を変更し、変更交付決定通知書（第6号様式）により当該決定者に通知する。

(雇用奨励金の実績報告)

第20条 雇用奨励金の交付の決定を受けた雇用奨励金申請者は、雇用奨励金の支給期間の終了後、実績報告書（第3号様式）に次の書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 特定求職者雇用開発助成金の最終交付決定通知書の写し（支給終了の記載があるもの）
- (2) 支給対象障害者の支給対象期間における出勤の状況がわかる書類（タイムカード、勤怠票の写し等）

2 市長は、実績報告書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは交付すべき補助金の額を確定し交付するものとする。

(雇用奨励金の交付)

第21条 市長は、雇用奨励金申請者の請求（第4号様式）に基づき、雇用奨励金を交付するものとする。

## 第4章 雑則

(届出の義務)

第22条 トライアル奨励金申請者又は雇用奨励金申請者は、支給期間中に障害者の就労状況に異動が生じたときは、直ちに市長に届けなければならない。

(就労状況の調査等)

第23条 市長は、必要があると認めるときは、支給対象障害者の就労状況に関して調査することができる。

2 支給対象事業主は、前項の調査及び障害者に関して市が実施する各種調査について、積極的に協力することとする。

(奨励金の返還)

第24条 市長は、トライアル奨励金申請者又は雇用奨励金申請者が偽りその他不正の手段によりトライアル奨励金又は雇用奨励金の支給を受けたと認めた場合には、支給したトライアル奨励金又は雇用奨励金の全部又は一部を返還させるものとする。

(事業評価)

第25条 市長は、当該事業に関する評価を常に行い、その必要性及び効果について十分に検証するものとする。

2 市長は、前項による検証の結果、必要と認めるときは、要綱の改正又は廃止その他適切な措置を講じるものとする。

(補則)

第26条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に改正前の四日市市障害者雇用奨励金支給要綱の規定により奨励金の支給を受けている事業主への奨励金の支給については、なお、従前の例による。

附 則

1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成19年6月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(有効期限)

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の失効前に交付決定された事業については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年3月31日から施行する。ただし、第7条第1項の改正につい

ては、平成29年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正は、令和6年3月31日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の四日市市障害者トライアル奨励金・雇用奨励金支給要綱第1号様式による用紙で現に存在するものは、令和8年4月30日までの間、使用することができる。